

ポイント 債権の回収可能性を区分して評価するものです。

A5 債権の時価とはその債権の回収価額をいい、債権の額から貸倒見積額を控除します。従前からも貸倒引当金の計上がされてはきましたが、より正確に求められるようになり、具体的にはその債権の回収可能性の程度に応じて①一般債権と②貸倒懸念債権と③破産更正債権と3つに区分し、それぞれについての回収不能額を見積もって貸倒引当金を計上することです。

- ①一般債権・・・問題のない通常の債権に対し、過去の貸倒実績率等の合理的な基準により貸倒見積高を計算します。
- ②貸倒懸念債権・・・破綻はしていないが債務の弁済に重大な問題が生じているかまたは生じる可能性の高い債務者に対する債権で債権額から担保の処分見込額や保証による回収見込額を差し引いた額を貸倒見積高とします。
- ③破産更正債権・・・経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいいます。これも債権額から担保の処分見込額や保証による回収見込額を差し引いた額を貸倒見積高とします。

債権の種類	評価方法
一般債権	債権残高 × 貸倒実績率 = 貸倒引当金
貸倒懸念債権	○ 原則法 債権残高 - 担保・保証額 - 回収可能見込額 = 貸倒引当金 ○ 簡便法 (債権残高 - 担保・保証額) × 50% = 貸倒引当金
破産更正債権	債権残高 - 担保・保証額 = 貸倒引当金